

公立八女総合病院企業団

病院機能再整備基本計画策定等支援業務委託仕様書

1 業務名

公立八女総合病院企業団病院機能再整備基本計画策定等支援業務

2 業務の目的

公立八女総合病院（以下「当院」という。）は施設の老朽化等により将来を見据えた病院機能の再整備に向けた抜本的な対応が急務となっている。

本業務は、令和元年12月に策定した「公立八女総合病院の今後のあり方について（答申）（以下「基本構想」という。）」に基づき、将来にわたり担うべき役割や機能等が具体化された再整備基本計画の策定支援を行うものである。

なお、再整備はローコストによる手法を基本とし、地域住民はもとより、関係大学、地域の医療機関、関係職員にとって魅力ある機能を有する病院再整備を行うことを予定している。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年8月31日（木）まで

4 業務内容

受託者は、受託業務を担当する者（以下「配置予定者」という。）のうち、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定を受けた医業経営コンサルタントの有資格者を1名以上配置し、以下の事項について、基本計画の策定支援を行うこと。具体的には、公立八女総合病院企業団（以下「企業団」という。）事務局、主に外部有識者により構成される「基本計画策定委員会」、主に企業団職員により構成される「専門部会」、企業団が招聘する自治体立病院経営に精通したアドバイザー等と協働しながら支援を行うこと。

（1）基本構想の再確認に関する支援

基本構想（令和元年度とりまとめ）策定後から現在までの外部及び内部環境変化に対する追加項目の検討など

（2）基本方針の策定支援

基本構想を踏まえた再整備基本方針（病院のあり方、重点機能、診療機能、病床数、診療科目等）の検討など

- (3) 再整備計画の策定支援
建物概要（建物規模、部門配置計画等）、構造・設備計画（計画方針、災害対策方針、感染対策方針等）及び候補地の検討など
- (4) 整備方針の検討支援
整備手法、発注方式及び事業スケジュール等の比較検討など
- (5) 事業収支計画の策定支援
総事業費の積算及び中長期的な事業収支シミュレーションなど
- (6) 経営形態の比較検討に関する支援
地方独立行政法人法の適用など、今後の経営形態に関する比較検討
- (7) パブリックコメントの実施及び回答作成等に関する支援
- (8) 基本計画策定検討委員会、専門部会及び事務局運営に対する支援
上記委員会及び専門部会等に対する運営支援（会議資料及び議事録の作成等を含む）など
（委員会は8回程度、専門部会は2部会を設置し各4回程度を予定している。）
- (9) その他検討事項に対する支援
付帯施設（みどりの杜病院、回寿苑、院内保育所、職員宿舎等）のあり方、再整備後に不要となる資産等の有効活用及び脱炭素への取り組みに対する検討など

5 成果物の提出

- (1) 提出する成果物
提出する成果物については、次のとおりである。
 - ① 公立八女総合病院病院機能再整備基本計画（書式は両面を原則としてA4版縦型とする。）
 - ② 公立八女総合病院病院機能再整備基本計画概要版（書式は片面を原則としてA3版横型とする。）
 - ③①及び②の磁気記録物（CD-R（電子ファイル））（電子文書は「MicrosoftWord」、「MicrosoftExcel」又は「MicrosoftPowerPoint」を使用して作成すること。）
 - ④調査で収集した資料

(2) 提出期限

令和5年8月31日(木)

6 その他留意事項

- (1) 主たる業務は再委託しないこと。
- (2) 配置予定者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の者であるとの企業団の了解を得ること。
- (3) 資料は再整備における基本設計の基礎となるため、根拠に基づいた資料構成とすること。
- (4) 業務を適正かつ円滑に実施するために、業務の方針、条件等の疑義を正すものとして、打ち合わせや業務の進捗管理においては、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。
- (5) 打ち合わせ及び会議等には、主たる担当者が必ず参加すること。
- (6) 企業団が保有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供するが、企業団の許可なく第三者に流布してはならない。
- (7) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として企業団に帰属するものとし、企業団の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、企業団及び受託者双方協議の上、定めるものとする。